

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第2回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和5年8月22日(火) 午前10時から午前10時50分まで
3 開催場所	本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員) 西川源誌、岡島賢治、小川友香、奥島要人、山下謙一郎 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 総務部調達契約担当参事(兼)調達契約課長 川出浩也 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 調達契約課工事契約担当副主幹 井原崇視 上下水道管理局长 内田博久 上下水道管理局次長 織田充彦 上下水道管理課長 谷口弘明 上下水道管理課契約財産担当主幹 岩城孝 上下水道管理課主事 岩崎慎平 下水道工務担当参事(兼)下水道工務課長 長谷和哉 スポーツ振興課長 奥村昌弘 営繕課長 利藤浩一 営繕課設備担当副参事 今井直樹
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

1 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

(委員)

Q 高茶屋小森町及び高茶屋一丁目地内道路改修(舗装)工事は参加意思確認型指名競争入札ですが、参加者が1者のみとなっている理由を教えてください。

(事務局)

A 本件はJRの近接工事であり、「JR東海が所有する松阪保線区内の鉄道営業線近接範囲内において、過去10年間に土木工事の経験があるJR工事管理者を配置できること」という条件を付しています。この条件を満たす市内本店業者は6者に対し指名通知を送付しましたが、参加した1者以外は技術者が配置できない等、何らかの理由で辞退したものと推察します。

(委員)

Q 津市モーターボート競走場防風ネット改修に係る実施設計業務委託の参加者が少ない理由と落札率が高い理由について、どのように分析していますか。

(事務局)

A 本業務は高さ30mの防風ネットの設計業務ですが、モーターボート競走場において高さ15m以上の防風ネットの設計業務の実績を有することを条件として付しています。そのため、条件を満たし、かつ本市の名簿に登載されている業者は全国でも3者程度と少ないため、そのうち1者だけが応札となったものです。

また、落札率が高い理由ですが、昨年度に今回の防風ネットの基本設計業務の入札を執行しており、その際も今回と同様の実績を付した結果、今回落札業者1者のみの応札であったことから、落札業者が前回に引き続き今回も入札者が1者のみであることを予想して応札した結果ではないかと推察します。

(2) 指名停止措置等の運用状況

特になし

2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) メッセウイング・みえ給水設備緊急修繕

(委員)

Q 本件は随意契約としては落札率が低くなっていますが、原因を分析していますか。

(事務局)

A 「他のものが有しえない専門的知識及び技術等を必要とし、特定の1者しか履行できないもの。」として地方自治法施行令第167条の2第1項

第2号による随意契約を行おうとする場合は、相手方の業者から徴取した参考見積の金額も参考に設計書を作成しますが、本件は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」として地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を行ったもので、緊急の必要がなければどの業者であっても施工できる内容です。その場合、設計についても一般的な設計基準に従って設計書を作成するため、業者の参考見積を必要としません。

又、随意契約の場合、予定価格は事後に公表されます。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約の場合、業者は自社の参考見積を判断材料にして入札金額を決定することはできますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約の場合、業者は入札金額を決定する判断材料は設計書の内容のみとなります。その結果、落札率が低くなったものと推察しています。

(委員)

Q 三重水熱工業(株)が現場の状況に精通していると判断した理由を教えてください。

(事務局)

A 同施設は指定管理者に管理を委託している施設であり、協定に基づき、100万円までの修繕は指定管理者において実施することとなっています。漏水箇所を特定するための調査を実施するにあたり、指定管理者が地下ポンプの修繕実績を有する同業者に漏水調査を依頼しました。その後漏水箇所が判明し、市において修繕を実施することとなり、当該業者が現場の状況に精通していると判断しました。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 町屋第2雨水幹線築造工事

(委員)

本件については、低入札価格調査基準価格を下回った金額で応札された業者が6者中3者と多く、低入札価格調査から落札決定に至るまでの経過を確認したく抽出しましたが、結果として、価格以外の評価点でも最も優れていた藪建設(株)が落札されたということで、今回の総合評価落札方式の運用は上手く機能していたのではないかと思います。

(委員)

一方で、総合評価落札方式に関して、価格以外の評価点で大きく差が開いてしまうと、価格点での逆転は難しく、依然として、価格以外の評価点の高い業者が有利な傾向にある現状は否めないのではないかと感じるようです。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) 津市立敬和小学校消防設備改修に係る設計業務委託

(委員)

Q 小学校の消防設備改修に係る設計業務委託全般に言えることですが最低制限価格未満の業者数と無効の業者数が多く、それに加えて本件は落札率も高くなっています。このような結果になるということは、設計業務は積算が難しいのでしょうか。

(事務局)

A まず、無効業者が多い理由についてですが、市内本店の建築関係コンサルタント業者は30者以上あるものの、1件落札すると他の業務に配置できる技術者がいなくなってしまう小規模な業者もあります。本件の開札日には本件も含めて9件の建築関係コンサルタントの設計業務の開札があり、開札が進むほど技術者が配置できない業者が増えていく形となりました。本件も、開札前に技術者が配置できない業者が3者いたため、無効とし、残りの3者で開札を行ったものの、うち2者が最低制限価格をわずかに下回り、1者については受注意欲が低かったのか、高めの金額での応札であったためこのような結果になりました。

(事務局)

A 本市の設計は国の積算基準に基づいて設計しております。

(事務局)

A 土木系の工事については、詳細な単価等が記載された積算参考資料を公開していますが、本件は積算参考資料を公開していません。そういったところで、入札金額に若干のバラつきが出てくるのではないかと推察しています。

(委員)

Q 同日に多数の開札があったことが無効が多かった原因であるならば、発注時期を調整することはできなかったのでしょうか。

(事務局)

A 来年度に学校関係の工事の予定が集中したため、工事を発注する前段階として設計業務委託を今年度に集中的に発注する必要がありました。今後は可能な限り関係部局とスケジュール調整を行いたいと思います。

(委員)

Q 同種の業務が同時に多数発注することについて、何かメリットはありますか。

(事務局)

A 特にメリットは無いものと考えますが、設計の後に控える工事のスケジ

ルールを考えると、やむを得ず同時に多数の案件を発注する場合がございます。工事のスケジュールに影響が出ない範囲で、発注時期の調整を行ってまいります。

(委員)

同時に同種業務を多数発注したこと、比較的低額の設計だったため業者の受注意欲が低かったこと等複数の要因が影響し、今回の結果になったものと思われませんが、今後は可能な範囲で関係部局と調整を行っていただくようお願いいたします。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(4) 津市上下水道庁舎給水車車庫改修工事

(委員)

Q 最低制限価格を下回って失格となる業者がいる一方、予定価格に近い金額でくじ引きにより落札決定がなされていますが、何故このような結果になったのでしょうか。

(事務局)

A 今回、応札した3者のうち1者については、本工事への受注意欲が高く、最低制限価格を狙ったものと推測しますが、最低制限価格を読み違えたために、失格となったところです。残る2者については、予定価格に近い金額であれば、落札となってもよいという判断であったと推察しており、偶然にも2者の入札金額が同額であったため、くじ引きに至ったところです。

(委員)

Q 参加業者が3者と少ないように思われますが、その要因をどのように分析されていますか。

(事務局)

A 本工事に係る入札参加資格要件については、建築一式で業種登録があり、津・香良洲地区かつ格付Bに属する業者としており、当該資格を有する業者は23者います。今回、給水車車庫の改修工事の中で、既設車庫に電動式重量シャッターを新設いたしますが、当該シャッターに係る部材費が設計金額の大半を占めており、業者にとって、経営上利益を確保できる工事でなかったことから、参加業者が少なくなった要因に繋がったのではないかと推察します。

(委員)

最低価格で入札された業者は、最低制限価格をわずかに10数万円下回って失格となる一方で、落札業者については、最低制限価格から300万円を超えた金額で請負う形となったため、税金の使われ方を考えると、もったいないという印象を感じます。

(委員)

Q このようなケースを踏まえて、落札方法等について何か工夫できることはあるのでしょうか。

(事務局)

A 現在、本市では採用しておりませんが、総合評価落札方式以外でも、低入札価格調査基準価格を設定した入札を実施することにより、低入札価格調査を経て、契約の履行に問題がないと認められれば落札とすることも可能です。しかしながら、当該事例を導入する自治体等においては、失格基準価格付近に入札が集中する事案が確認されており、落札金額の下落に伴い、業者として、工事等の品質確保や適正な利潤の確保ができない可能性が考えられるため、導入に際しては慎重に検討する必要があると思います。

(委員)

利潤確保の点において業者の存続を考えなければならない一方で、最低入札金額と落札金額との差額が大きくかけ離れている結果を踏まえると、税金の使い方の面から市民感情として容認できない部分もあるかと思えますので、先程説明のあった入札制度の導入について検討を進めていただきたいと思えます。

(委員)

Q 低入札価格調査制度について、今後一律でなくても試行的に取り入れていただきたいというように思います。

一般的な話になりますが、低入札価格調査が実施された場合、その調査内容に関する情報は、他業者等に対しオープンになるものなのでしょうか。

(事務局)

A 低入札価格調査の結果のみを公開しており、調査内容に関する資料や経過については、調査対象となる業者のノウハウ等の企業情報が含まれるため、公開はしていません。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。